平成２４年（フ）第２３９号
茨城県水戸市木葉下町305番地
債務者　河原井孝志
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８０号
富山県氷見市地蔵町18番４号
債務者　牧野　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第５７４号
名古屋市中川区草平町１丁目48番地　ハイツ草平101号
債務者　丹下　夏世
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０１６号
名古屋市中川区柳森町1517　トキワハイツ２階Ａ－１、住民票上の住所名古屋市中川区かの里２丁目501番地の１
債務者　髙村　武司
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２３号
名古屋市名東区にじが丘３丁目17番地　名古屋市にじが丘荘411号
債務者　山口智恵子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１５６号
名古屋市南区星崎１丁目333番地
債務者　冨田　洋平
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１号
滋賀県東近江市大森町1967番地１　カーサフォレスタ112
債務者　木村　雄亮
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８２８９号
東京都江戸川区臨海町２丁目２－６－1304
債務者　宮坂　純次
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２９１号
東京都北区赤羽１丁目31－５－305
債務者　小山　秀一
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２９２号
東京都世田谷区駒沢２丁目16－13－103
債務者　前田　政雄
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２９３号
東京都世田谷区駒沢２丁目16－13－103
債務者　前田みち子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２９４号
東京都世田谷区駒沢２丁目16－13－103
債務者　前田　栄子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３１０号
東京都杉並区高円寺南４丁目36－６－201
債務者　川崎　　薫
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３１１号
埼玉県川口市大字安行領家182－４
債務者　大場　淳裕
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３１２号
千葉県勝浦市沢倉231番地の17
債務者　松崎　　学
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３１５号
東京都江戸川区一之江６丁目13－３－302
債務者　西川トミ子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部